平成２１年（フ）第３８５７号
札幌市中央区南16条西８丁目１番17号
ディーセント山鼻203号
債務者　竹村　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６２号
北海道石狩市花川南７条４丁目３番地
債務者　忠海めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９０号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目１番２―202号
債務者　古林　孝之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９１号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目１番２―202号
債務者　古林　信子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１４号
札幌市北区あいの里４条４丁目７番11号
債務者　村井　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２２号
札幌市西区西野10条６丁目４番18―101号
債務者　角　　菜摘（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６９号
札幌市南区石山２条６丁目６番13号　大滝アパート202号
債務者　佐々木正之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７３号
北海道恵庭市住吉町４丁目５番２号
債務者　萩原ミナ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７６号
北海道江別市牧場町11番地の19　上田マンションＢ２
債務者　齊藤　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７７号
札幌市西区二十四軒２条４丁目７番28―302号
債務者　大石橋全登
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８４号
札幌市豊平区平岸２条15丁目１番27号　マンション麦の家102号
債務者　渋谷　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９０号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番５―302号
債務者　荘司ゆき江
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９４号
札幌市北区北40条西５丁目５番35―905号
債務者　菅原　俊哉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９７号
札幌市豊平区旭町６丁目１番10―603号
債務者　石垣　正勝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４００６号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス606号
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１２号
北海道千歳市青葉４丁目９番９号
債務者　中野　康司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１６号
札幌市西区西野２条５丁目４番３号　シャトウ西野103号
債務者　斉藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部